

京都家庭裁判所委員会議事内容

1 日時 平成18年5月22日(月)午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所 京都家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員)

佐竹幸夫委員，杉山久美子委員，十一元三委員，西山慶一委員，三木澄子委員，光井正人委員，渡部裕明委員，安保千明委員，藤田義清委員，佐々木茂美委員，生熊正子委員

(京都家庭裁判所職員等)

千葉正胤家事調停委員，嶋岡則子家事調停委員，島田幸男首席家庭裁判所調査官，井尻信昭家事首席書記官，田村和之少年首席書記官，中野浩志次席家庭裁判所調査官，松枝良和総括主任家庭裁判所調査官，樹山源次郎家事訟廷管理官，藤達也主任家庭裁判所調査官，杉岡美幸主任家庭裁判所調査官，溝端昭仁主任書記官，中田事務局長，新屋事務局次長，安村総務課長，前田総務課課長補佐，中川総務課庶務係長

4 議事概要

(1) 京都家庭裁判所佐々木所長あいさつ

(2) 委員及び事務担当者の紹介

異動に伴い，新委員として任命された生熊正子委員の紹介

委員長は，委員長代理に同委員を指名

(3) アンケート調査に対する回答等について

(4) メインテーマ「家事調停の事件処理について」

ア 模擬による家事調停の実演

～よくある離婚調停の形～

イ 意見交換

(は委員， は裁判所事務担当者を，それぞれ示す。)

今回の模擬調停は2回で終わったが，通常は，何回ぐらいで終わるものなのか。

事件によるが，当然調停なので，当事者双方がどれぐらい譲歩されるかということにかかってくる。今回の模擬調停では，双方がすぐに譲歩してきたので2回で終わったが，なかなか譲歩されず，4回，5回と回数を重ねる事件も結構ある。

ある程度長くなると、もう次は不調に終わって裁判になるということになるのか。

調停を終わる際には、裁判を起こすかどうかについてももう一度考えてもらうと同時に、なぜ調停ができなかったかという説明をした上で、不成立にしている。その後、訴訟するかどうか改めて考えられるので、調停が終わったら直ちに訴訟に切り替わるということではない。

調停・訴訟までいってしまう割合はどれくらいあるのか。

かなり大まかな数字になるが、全国的なデータで見ると、昭和25年当時は全体の95%が協議離婚で、残りの5%が調停や判決という裁判所の手続を経て離婚をするパターンである。これが昭和50年になると、大体9割が協議離婚、残りの1割が裁判所での離婚ということになっており、平成10年には、再び協議離婚が91.2%と増えている。

平成12年のデータでは、協議離婚が24万2000件で全体の91.5%、調停離婚が2万件で全体の7.7%、それ以外が裁判所での離婚となっている。その後、裁判手続が地裁から家裁へ移ってからは、当庁限りでは、移管当初の平成16年度（ただし、4月から12月まで）が160件ぐらいだったのが、平成17年度には290件ぐらいになっている。大ざっぱに言うと、日本では、9割が裁判外での話し合いで、あと1割のうち、7%から8%ぐらいが調停で、残りわずかな部分が裁判で決着という形になっている。

それは、諸外国では違うのか。

フランスをはじめとする西欧のカトリックの国では、話し合いで解決するというシステムがそもそも存在しないので、全部裁判離婚となる。調停等の話し合いで解決するというのは、我が国の特色である。

調停の場合は当事者双方を一度に呼んでやるが、相手方の聴取を待っている間の時間的なロスを感じる。もう少し上手に時間を短くできないのか。今のやり方の方がやはり効率的ということか。

双方それぞれの意見があるので、当然合わないところが出てくる。したがって、それぞれ順序を追って片方ずつ聞いていく方が効率的である。

加えて、申立人や相手方がかなり感情的に対立している場合や、危害防止という観点から慎重に進める必要のあるケースもあるので、別席調停で進めるのが一

般的である。

いろいろな対立点があった時には、とにかく、その場ですぐに聞いた方がいいということで、これだけIT化が進んでも、やはりフェース・トゥ・フェースのコミュニケーションが大事なのだという感じを受けた。模擬調停では、最後に2人並んで調停を受けていたが、大体そんなふうに穏やかに、喧嘩もせずに収まるものなのか。

ほとんどの場合、同席で裁判官が調停条件を確認する。問題のありそうな当事者は、その間に書記官や調査官等が座り、両端にそれぞれ当事者が座るというような配慮をしている。

問題のある当事者で、最後に調停条項についての合意を取るときに、同席は少し難しいと思われる当事者には、あらかじめ同席になることについての確認を取っている。ほとんどの場合は、説明をすれば納得してもらえるが、中には最後までどうしても顔を合わせたくないと言う当事者もあり、やむなく別席でそれぞれ合意を取るという場合もある。

今回の模擬で、初めて調停というものを見せてもらったが、調査官は最初から入るわけではなさそうで、調停委員の役割がすごく重いと感じた。ただ、調停で双方が合意したといっても、その当事者が本当に合意することの意味をわかっているのかどうか疑問に思っている。調停成立後に、合意した内容が納得できなかったり、理解できない場合に、異議申立をしたり、もう一度調停を申し立てたりすることはできるのか。

調停委員には、当事者に対して、わかりやすく理解のしやすい用語を使って説明するよう指導している。

調停後の異議の申し立てについては、例えば調停の内容が自分の思ったことと違ってたということであれば、再度調停を申し立てることはできる。また、調停の内容が無効であるというような訴訟も可能である。

調停離婚の場合、現実には調停そのものに対する異議申し立てはまずないといってよく、離婚後の事情の変更による養育費等の減額の申立てというものが多い。また、協議離婚の場合は、お互い話し合っただけで離婚したが、口約束だったので実行してくれないといった形で離婚後の紛争として調停を申し立てることが多い。

模擬調停を見て、調停委員の仕事が非常に大きなものであることを初めて知っ

た。この調停委員は、どのような形で選考されているのか。

調停委員は、一般的には豊富な社会経験と広い視野を有する方をお願いしているが、最近では専門的な調停等もあり、そういった専門的知識を持っている方をお願いするケースも増えている。職業別では、元職と現職とを含めて一番多いのが弁護士で、税理士、会計士、不動産鑑定士、土地家屋調査士及び司法書士といった国家資格を有している委員も多い。大まかなところではそのほか会社の役員や大学教授、助教授あるいは講師といった職業の方をお願いしている。

いわゆる2007年問題と言われている団塊の世代の離婚について、実際にそういった団塊の世代の離婚が、もう少しずつ増えているというような統計等はあるのか。

具体的な数字は見えていないが、感覚的にはまだそんなには熟年離婚は多くないと思う。

結局、熟年離婚というのは、おそらく金銭的な問題をどう決着するかということで、どちらかといえば裁判や調停になるケースの方が多いのではないかと思うがどうか。

訴訟でもそうだが、やはりまだまだ熟年の方が突出して多いというところはなく、まんべんなくそれぞれの年代の方の離婚訴訟が平均的にあると思う。

面接交渉という言葉は初めて聞いて、別れた親が子供と会うのに面接交渉という言葉しかないのかなと何となく心配に思うがどうか。

御指摘の点はあると思うが、裁判所の方では面接交渉という言葉を使っている。家裁調査官のOBが開いている社団法人家庭問題情報センターでは、面会交流という言葉を使っている。これらについては法制審等で議論したこともあるようだが、確かにもう一つぴたっとくるいい言葉がなかなかないなと感じることはある。

そういう言葉を子供が聞いたときに何となく使い方としてどうかなという感じである。

子供には直接その言葉を用いるということはずない。調査の際には、「会うこと」とか、「今度遊ぶこと」とかいう表現で、子供の年齢に合わせて言葉を選んで使っていることが多い。

調停1回につきどの程度時間を取っているのか。また、京都家裁では、一日に何件くらい調停をしているのか。

通常は、午前10時から1組、午後は1時ころと3時ころから各1組の調停を18ある調停室でそれぞれ行っている。

調停委員になるための自薦制度はあるのか。

調停委員の任命権者は最高裁判所であり、地方裁判所あるいは家庭裁判所では、他薦や自薦の方を書類選考及び面接選考を実施して最高裁判所に推薦するかどうかを決めることになる。

調停委員の選任についての広報は何かしているのか。

調停委員についての一般的な広報であれば、最高裁判所のホームページに掲載されている。

調停委員が直接子供と面接することはまずないと思うがどうか。

例えば学齢期の子供であれば、学校があるという理由で調停の場に来てもらうことが難しいことが多いので、子供の様子を見て欲しいとか意向を確認して欲しいといった場合には、調査官に調査の指示、命令が出て、調査官が会うという形が多い。

子供との面接は、調査官が直接出向いていろいろなことを調べて、調停に反映させていくというスタイルと見ていいか。

基本的には、子供の様子とか子供の意向を調停に反映させる場合には、調査官が会って報告をしていくという形が一般的である。

離婚の際に住宅ローンが一番の財産的な問題となるケースが多いが、こういったケースにおける調停方法を聞かせて欲しい。

30代や40代の夫婦の場合、住宅ローンは、多くは夫婦の共有名義か、もしくは単独名義でも連帯保証になっており、不動産の財産的価値よりも債務の方が大きいオーバーローンの状態であれば、対金融機関との調整がなかなか難しい。

2人の中では、住み続ける側が払っていくので相手方の共有持分を移して単独名義にするという形にした上、金融機関に対して保証人や主債務者を変えてもらうという合意が成立することが多い。もっとも、地元の金融機関であればこのような調停内容に符合する形で聞いてくれるようであるが、都市銀行等になると別の担保を提供しなければ連帯保証から外してくれないといったこともあるようである。

例えば相手方が養育費を途中で払わなくなったり、あるいはちょっと不安だと

いうケースの場合、明文にあるような履行命令等といった措置は、実際にはされているのか。

履行勧告の申立は比較的あるが、履行命令の申立は余りないというのが実情である。

財産分与や慰謝料、子供の問題について一応話し合いが終わって協議離婚をした場合、例えば相手方がその後養育費を払わないような状況になった段階で、家庭裁判所に何か言いに来れるような制度はあるのか。

財産分与にしても養育費にしても、調停で話し合いがつかなければ裁判所で審判することになるので、協議離婚したからといって、道がないというわけではない。

その場合には、まず家庭裁判所の相談コーナーで、協議離婚の内容等について相談するということになるのか。

手続がわからなければ、家庭裁判所の家事相談で聞いていただければよい。例えば養育料請求をしたいというのであれば、それについての手続を説明している。

裁判所の調停は、別れることを前提として進めているのか。

相手方に和合を求めるといったような円満調停の申立もある。

別れる前提ではなく、和合の方向で調停を行い、結果として別れなくてよくなった件数はどのくらいか。

件数ということでは難しいが、調停実施の際に、離婚ということでも来た方に対しても、必ず最初に、本当に離婚でいいのかどうかということを確認させてもらっている。特に女性の場合は、結婚することによって家庭に入る方が多いので、離婚した後もやはりイバラの道であり、それについてそれなりのシミュレーションが描けているのかどうかとか、子供のことも考え合わせて本当に離婚でいいのかどうかということをよく考えてもらった上で、それでも離婚ということであれば、離婚に向けての話し合いのルールに乗せるようにしている。

離婚も和合の申し立ての場合でもそうであるが、原因になるのはやはり相手方が役割を果たさないという形での申立である。男性と女性とでは、夫婦間のコミュニケーションという面で考え方に違いがあると思う。男性は、一応夫としての役割を果たしたらそれで問題が起こるのがおかしいという感じ方が強いが、それだけではだめだというのが女性で、それが男性には分からないという男女間の考

え方のずれみたいなものがある。同じ和合の申立でも、役割を果たせ、すなわち経済的に保証しろという場合と、夫婦間のコミュニケーションをもう少しわかるように示せという場合では、かなり違うと思うが、これらがごちゃごちゃになってしまい、混乱して違うレベルでお互いに言い合っているのが調停の実情だと思うので、そこをよく見分ける必要がある。

調停事件においても精神医学的な背景を含んでいるケースがあり、話がかみ合わないままもつれにもつれ、当事者も裁判所関係者も疲れてしまうということになる。こうしたケースでは、いかに調査官の人間諸科学の専門性や場合によっては医務室技官を利用するかといった点があろうかと思うがどうか。

確かに、ただ共感性を求めたり情に訴えるというやり方だけではだめで、いろいろな最近の精神医学的な見地なども取り入れて対応するケースが増えてきたというのが現場の実情である。医務室技官とは、連携をとるように図っているが、最近そういう機会が多くなってきているように思う。家事事件に限らず少年事件でもそうであるが、家裁の医務室の役割というのは、だんだんと重要になってきていると考えている。

最近では調停に関して、市役所や区役所の法律相談を利用する人が多い。調停前は、離婚後の暮らしについてある程度自分なりの見込みを立てるために、養育費を幾らぐらいもらえるかとか、財産分与はどうかといったことを前もって相談したり、親権の問題についての相談が多く、調停中は、調停委員が話をわかってくれないとか、やや相手方に偏っているように思うといった相談や、調停がまとまりそうだが調停条項がこれでいいのかどうかかわからないとか、こういう調停条項を結んだら後がどうなるのかわからないといった調停の最後の場面での相談が多い。調停後は、調停調書の内容がよくわからないといった相談がある。例えば債権債務なしということで確認したが、父親名義の学資保険があり、学資保険は当然子供のためのものなので自分がもらえるかと思っていたら、後で別れた夫から、それは自分が掛けているんだから、満期になったときに子供のために使うかどうかかわからないといったことを言われたが、債権債務なしになっているから、もうすべて終わっているのでどうしたらいいかとかいった相談である。また、財産分与をしたら税金はかかるのかといった相談もある。さらに、解決金名目で離婚に伴う財産給付がなされた妻が、不倫の相手女性に慰謝料を請求するような場合に、

夫が払う解決金に不倫の相手女性への慰謝料もすべて含まれていると言われもめているといった相談もある。当事者が調停委員を交えて有効な解決を図るためには、調停外の相談制度ときちんと連携していくことが必要ではないかと考えている。

20代や30代の夫婦は、将来に向けた解決を求め、割合早い段階でまとまることが多い。その原因の一つとして、インターネットや身の上相談であるといったいろいろなところの知識が非常に豊富な状態で来られているからであると思われる、御指摘のような感じではないような気がする。

離婚の際にすごく緊張関係の高い夫婦の場合は、面接交渉では非常にもめるので、面接交渉について調査官が本人に説明するような内容をもう少しかみ砕いた説明資料を作成して渡せば随分違うと思うがどうか。また、緊張関係の高い夫婦は、別れた後にはもう連絡をとりたくないと思うことが多く、連絡をとりたくないために子供との面接交渉を拒否する場合もあるので、FPICのような連絡を取り合う中継ぎの業務を行うような民間団体を育てることで、当事者が面接交渉に応じやすくなるのではないかと。

また、面接交渉がやりにくい原因の一つとして、子供と会う適当な場所がないというのがある。相手方に委ねて一日遊んでいてもらうというような信頼関係ができていればよいが、そうでない場合は、母親や誰かが立ち会いの上で、子供と数時間会う適当な場所がない。そういう場所の候補を挙げてあげれば、かなり緊張が低くなるのではないかと。

調停室や調停委員の数が足りないと思う。また、若い人の離婚の場合は、若い人なりの結婚観や今後の生活観があるので、もう少し年齢層の低い調停委員がよいのではないかと。

確かに若年層の離婚事件については、年齢の近い調停委員の方が適任ではないかという考えはあるが、現実問題としては、若い年齢層の調停委員については、いわゆる本業の方が非常に多忙ということで、確保が難しいところがある。調停委員に対して、さまざまな研修会等を通じて、現代の若者層における夫婦関係の実情等についての指導や情報交換等をしているところである。

調停室は、現在、18室あり、それが全て使用中となった場合には、状況に応じて会議室等を使ってもらうといった形での調整も行っている。

離婚等男女の問題にかかる犯罪事件では、事実関係の確認作業が必要であるが、

当事者の具体的事情について、裁判所が調査することがあるのか。また、子供以外の当事者の両親や親族に事情を聞くことはあるのか。

全件ではないが、一つの類型として親権や子の監護権、面接交渉といった事件やもう一つの類型として精神的に問題のある事件においては、期日間に調査官活動の必要性が認められる場合がある。

あくまで裁判所の手続に乗せるための準備調査であり、経済的な問題には入らない。そういった問題は、弁護士照会等の手続によることになる。

DV関係の申立書付票を離婚申立書に添付しているのはいつごろからか。法律的な根拠はあるのか。また、このような職務上知り得た事実について、犯罪の芽を摘むといった治安維持に役立たせることはあるのか。

2年前からである。職務上知り得た事実に基づいて、警察に相談に行ってはどうかと言うことはある。

(5) 次回期日

次回委員会は、11月ころで日程調整することとなった。

(6) 閉会